

1 議事日程(第1号)

(令和7年第1回久山町議会2月臨時会)

令和7年2月4日

午前9時30分開会

於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について (7久山町条例第1号) (町長提出)

日程第4 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について (7久山町条例第2号) (町長提出)

日程第5 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(7久山町条例第3号) (町長提出)

日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について (7久山町条例第4号) (町長提出)

日程第7 議案第5号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第7号) (町長提出)

日程第8 議案第6号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
(町長提出)

日程第9 議案第7号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
(町長提出)

日程第10 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について (7久山町条例第1号)

日程第11 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例について (7久山町条例第2号)

日程第12 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
(7久山町条例第3号)

日程第13 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例について (7久山町条例第4号)

日程第14 議案第5号 令和6年度久山町一般会計補正予算(第7号)

日程第15 議案第6号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第16 議案第7号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

2 出席議員は次のとおりである(10名)

1番 阿部文俊

2番 久芳正司

3番 阿部哲

4番 本田光

5番 末松 裕

6番 阿部 恒久

7番 山野 久生

8番 荒巻 時雄

9番 佐伯 勝宣

10番 只松 秀喜

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

4番 本田 光

5番 末松 裕

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（13名）

町 長 西村 勝

副町長 中原 三千代

教育長 重松 宏明

総務課長 久芳 浩二

経営デザイン課長 小森 政彦

税務課長 川上 克彦

町民生活課長 井上 英貴

福祉課長 稲永 みき

都市整備課長 大嶋 昌広

産業振興課長 阿部 桂介

会計管理者 横山 正利

教育課長 江上 智恵

上下水道課長 平尾 勇

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 篠原 正継

議会事務局書記 淀川 裕和

— 令和7年第1回2月臨時会 —

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前9時30分

○議長（只松秀喜君） おはようございます。

ただ今から令和7年第1回久山町議会2月臨時会を開会いたします。

本日、全員出席であります。よって、議会は成立いたします。

まず初めに、2月臨時会開会に当たり、町長よりご挨拶あいさつをお受けいたします。

西村町長。

○町長（西村 勝君） 皆さま、おはようございます。本日ここに、久山町議会2月臨時会を招集いたしましたところ、議員全員の皆さまにご出席を賜り、誠にありがとうございます。

今年の冬は昨年の暖冬とは違い、寒さは厳しくなることが予測されていましたが、幸い年始から天候にも恵まれ、暖かい日が続き、町民の皆さまも心穏やかに2025年へ期待を感じながらスタートされたと思います。しかし本日から、日本列島に、今シーズン最強の寒波が襲来し、日本海側では広範囲で大雪の恐れがあり、福岡県の平野部においても積雪が心配されています。学校の休校や登下校時間の変更、路面凍結による交通障害、水道管の凍結等警戒が必要です。行政としましても町民の皆さまにホームページ、LINE、防災無線等で注意喚起を促すとともに、問題が発生した際は、迅速な対応が図れるよう準備を進めてまいります。議会の皆さまにもご協力のほどよろしくお願いいたします。

さて、本日の臨時会に提案します案件は、条例改正4議案、補正予算3議案の計7議案でございます。

詳細につきましては、議案説明会において担当課長がご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（只松秀喜君） ありがとうございます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（只松秀喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、久山町議会会議規則第126条の規定により、4番本田光議員および5番末松裕議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（只松秀喜君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。

従って、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第3、議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第73号）が施行されたことに伴い、久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年久山町条例第7号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものとなっております。

条例の主な改正点でございますが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当について、支給率を年間0.05月分引き上げるものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第4、議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第73号）が施行されたことに伴い、久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例（昭和44年久山町条例第25号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものとなっております。

条例の主な改正点でございますが、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当について支給率を年間0.05月分引き上げるものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第5、議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が施行されたことに伴い、久山町職員の給与に関する条例（昭和48年久山町条例第16号）の一部を改正する必要が生じたため提案するものとなっております。

条例の主な改正点でございますが、民間給与との較差を埋めるため、初任給および若年層に重点を置いた俸給月額を引き上げるとともに、賞与の民間支給状況を踏まえ、期末勤勉手当について0.1月分引き上げるものとなっております。また、国家公務員を100とした場合の地方公務員の給与水準を示すラスパイレス指数において、本町職員の令和5年4月1日現在における数値が94.4%となっており、県内の市町村平均98.3、町村平均97.0を大きく下回っております。この差を是正するため、勤勉手当について0.1月分の加算を行うものとなっております。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第6、議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課、久芳課長。

○総務課長（久芳浩二君） 議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、令和6年8月8日付の人事院勧告により、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和6年法律第72号）が施行されたこと。また、報酬の支給形態に関する規定を実態にそぐうよう整備するに当たり、久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例（令和元年久山町条例第2号）の一部を改正する必要性が生じたため提案するものとなっております。

条例の主な改正点でございますが、本町で雇用する会計年度任用職員の雇用形態の多様化に合わせ、それぞれの報酬の支給方法を規定するとともに、賞与の民間支給状況を踏まえ、期末勤勉手当につきまして、0.1月分引き上げるものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第5号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（只松秀喜君） 日程第7、議案第5号令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

経営デザイン課、小森課長。

○経営デザイン課長（小森政彦君） 議案第5号令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）で、既定の歳入歳出予算の総額67億7,089万5,000円に、歳入歳出それぞれ1億3,510万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億600万3,000円とするものでございます。

本補正は、人事院勧告等に伴う人件費補正およびふるさと応援寄附事業費、非課税世帯等に対する物価高騰支援である物価高騰対策給付金給付事業費などによる増額補正です。

歳出増額の主なものは、人事院勧告に伴う議会議員、特別職、職員等の人件費4,554万6,000円、ふるさと応援寄附事業費5,345万5,000円、物価高騰対策給付金給付事業費3,456万円などです。

財源となります主な歳入は、国庫支出金、繰越金、ふるさと応援寄附金などです。

また、財政調整基金繰入金は現予算4億円のうち7,600万円を減額いたします。

詳細につきましては、議案説明会で担当課長がご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第6号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第8、議案第6号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

○町民生活課長（井上英貴君） 議案第6号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額10億4,951万8,000円に、歳入歳出それぞれ121万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,073万円とするものでございます。

本補正は、人事院勧告に伴います人件費の増額補正で、歳出は、総務費の人件費が121万2,000円の増額。財源となります歳入は、一般会計繰入金の職員給与費等繰入金を121万2,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第7号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第9、議案第7号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町民生活課、井上課長。

- 町民生活課長（井上英貴君） 議案第7号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をご説明いたします。

本案は、令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）をお願いするもので、既定の歳入歳出予算の総額2億364万1,000円に、歳入歳出それぞれ83万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億447万8,000円とするものでございます。

本補正は、人事院勧告に伴います人件費の増額補正で、歳出は、総務費の人件費が83万7,000円の増額。財源となります歳入は、一般会計繰入金の事務費繰入金を83万7,000円増額するものでございます。

詳細につきましては、議案説明会でご説明いたしますので、ご審議の上、可決していただきますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

- 議長（只松秀喜君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで暫時休憩に入ります。

再開時間は改めてお知らせいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前9時45分

再開 午前10時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第1号 久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（只松秀喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第1号久山町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第2号 久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第11、議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第2号久山町特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第3号 久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第12、議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 町長にお尋ねいたします。説明の中で、ラスパイレス指数が、県の方は0.98、郡の平均が0.97、久山町が0.94ということで、若干というよりも大分低くございます。こういう部分が少し前まで、何年か前までちゅうか分かりませんが、ある程度郡内に平均的なものに引っ付いていたんじゃないかなと思うんですけども、今また開いている状況でございます。聞きますと、主任になって主任主事、それから主査という、間が少し長いんじゃないかなと思います。その間をある程度町の中で整理されまして、主査、係長から上はですね、その職員の能力いろんなものがあるんでしょうけれども、主査までは確実に上がっていく年数を確立していただきたいと思いますが、町長はどうお考えでしょうか。

○議長（只松秀喜君） 西村町長。

○町長（西村 勝君） 今の阿部議員のお話にある通り、そこは大きな問題であったということとは捉えていましたので、1月1日からその件については改正で、もう既に行っているという現状になります。ですから、そこについては問題として今後、その見直しの状況を踏まえた上で、経過を見ていきたいと思っております。

以上です。

○議長（只松秀喜君） 阿部哲議員。

○3番（阿部 哲君） 若い職員を今回考えてしますということで総務課長の説明がありましたけども、本当にやっぱり若い職員が勤労意欲があるように、進めていっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（只松秀喜君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第4号 久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（只松秀喜君） 日程第13、議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第5号 令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）

○議長（只松秀喜君） 日程第14、議案第5号令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第5号令和6年度久山町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第6号 令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（只松秀喜君） 日程第15、議案第6号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第6号令和6年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議案第7号 令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（只松秀喜君） 日程第16、議案第7号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 討論なしと認めます。

議案第7号令和6年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（只松秀喜君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（只松秀喜君） ここでお諮りします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、久山町議会会議規則第45条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（只松秀喜君） 異議なしと認めます。従って、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正を議長に委任していただくことに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

令和7年第1回久山町議会2月臨時会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時54分